

相談するときは…

相談内容を具体的に整理

- トラブルの内容とあなたの希望を具体的に教えてください。
- ▶ どんなきっかけで、いつ、どこで、誰と、どんな約束をしたの？
- ▶ どうしたいと思っているの？

関係書類を手元に用意

- 契約書、請求書、領収書、名刺、チラシ等

本人が直接相談を

- センターでどんなお手伝いが可能か考える際には、契約時の状況を正しく把握し、本人の意思を確認する必要があります。

借金・ヤミ金などの相談

- ▶ 月々のローンが払いきれない。
- ▶ いつまでも返済が終わらず生活が苦しい。

こんな時もお相談ください。

状況を整理し、解決に向けたお手伝いをします。

(京都府多重債務法律相談)

場所は
どこかなあ？



©24-013



京田辺市消費生活センター

〒610-0393 京都府京田辺市田辺80
京田辺市役所 3 階 産業振興課内

(相談専用) 0774-63-1240



(事務専用) 0774-64-1319
(FAX) 0774-64-1359

Email: shohi@city.kyotanabe.lg.jp
<https://www.city.kyotanabe.lg.jp/category/9-5-5-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>



©24-012

はい！
京田辺市
消費生活センターです。



消費生活相談

商品やサービスの利用・購入など、消費生活全般に関して「おかしいな?」「困った!」と思った時は、ぜひ、早めにご相談ください。契約前の問い合わせや相談もお受けします。相談の内容によって、必要な情報を提供したり、解決のための助言、あっせんなどの支援をさせていただきます。

(相談無料・秘密厳守)

相談日 月～金曜日

(祝日、年末年始を除く)

相談時間 午前9時～正午
午後1時～4時

相談専用電話 63-1240

相談方法 電話または来所

利用者 市内在住・在学・
在勤の方

場 所 京田辺市役所 3階
産業振興課内

情報提供

最新の話題やくらしに役立つ情報を取り揃えています。

【常設の資料コーナー】

資料等は自由にお持ち帰りいただけます。
(2階 市民コーナー、3階 産業振興課)



【消費生活展】



【街頭啓発】



消費生活講座



身近なくらしの話題をテーマに実施。時期等は、広報や市のホームページ等でお知らせします。

出前講座

ますます巧妙化する悪質商法。被害を最小限で防ぐためには、具体的な手口や対処法を知ることが有効です。地域の皆さんで集まって、学習会を開きませんか？



主催側で会場の用意をしていただければ、消費生活相談員が出向きます。興味をお持ちの方は、消費生活センターまで、お気軽にお問い合わせください。